

○大府市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援する大府市高齢者運転免許証自主返納支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期限内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、その者が受けた全ての免許の取消しを申請し、運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に備え付ける住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記録されている70歳以上の者で、自主返納をしたものとする。

(事業の内容)

第4条 市長は、対象者に対し、予算の範囲内において、次に定めるものを交付するものとする。ただし、第2号に掲げる助成金は、75歳以上の対象者（大府市タクシー利用助成事業実施要綱又は大府市福祉タクシー等料金助成事業実施要綱に基づくタクシー料金助成を受けている者を除く。）に対してのみ交付する。

(1) 交通安全啓発物品

(2) 大府市運転免許返納者タクシー料金助成金（以下「助成金」という。）

(事業の申請等)

第5条 前条の規定による交付を受けようとする対象者は、自主返納をした後、公安委員会が発行する申請による運転免許の取消通知書及び自主返納の手続をした運転免許証を提示の上、大府市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出があった場合、市長はその内容を審査し、適当と認めるときは、交通安全啓発物品及び大府市タクシー料金助成券（第2号様式。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定による交付を受けられるのは、対象者本人のみとし、1回限りとする。

(申請期限)

第6条 前条第1項の規定による申請は、自主返納をした日から1年以内に行わなければならない。

(タクシー料金助成)

第7条 第5条第2項の規定により助成券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）

は、助成券を使用して市長の指定するタクシー業者のタクシーを利用することができる。

2 前項の規定によりタクシーを利用する場合、受給者は、運転手に対し、個人番号カード、運転経歴証明書その他の当該受給者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類を提示するとともに、助成券1枚を交付し、及び当該利用に係る料金から初乗り料金を差し引いた額を支払わなければならない。

3 助成金の額は、第1項の規定によるタクシーの利用1回につき初乗り料金に相当する額とする。

4 第2項の規定による助成券の交付は、利用したタクシー業者に対する当該助成券に係る助成金の申請、請求及び受領に関する権限の委任とみなす。

(助成券)

第8条 助成券の交付枚数は、1人当たり36枚とする。

2 助成券の有効期限は、第5条第2項の規定により市長が助成券を交付した日の属する月の末日から3年を経過する日とする。

3 助成券の再交付は、行わない。

4 受給者は、助成券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の交付申請及び請求)

第9条 第7条第2項の規定により助成券を受け取ったタクシー業者は、当該利用があった月の翌月10日(3月にあつては同月31日)までに、大府市運転免許返納者タクシー料金助成金交付申請書兼請求書(第3号様式)に助成券を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定及び支払い)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、助成金の交付を決定するとともに、当該タクシー業者に対し、大府市運転免許返納者タクシー料金助成金交付決定通知書(第4号様式)により通知し、交付すべき助成金の額を支払うものとする。

(実績報告)

第11条 大府市補助金等交付規則第10条の規定に基づき行う実績報告は、第9条に規定する助成金の交付申請をもってこれに代えるものとする。

(助成券及び助成金の返還)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受給者に対し、既に交付した助成券又は助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 助成券を他人に使用させたと認められるとき。

(3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成券の利用に関して不正行為があったとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(助成金の申請期限)

- 2 助成金は、令和7年1月1日から令和10年3月31日までに申請されたものに限り交付する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年1月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(助成券の交付の特例)

- 2 市長は、令和6年4月1日から同年12月31日までの間に改正前の大府市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第5条の規定による申請をした者で、当該申請時に75歳以上であるもの（大府市タクシー利用助成事業実施要綱又は大府市福祉タクシー等料金助成事業実施要綱に基づくタクシー料金助成を受けているものを除く。）に対して、改正後の大府市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第5条第1項の規定による申請をした者とみなし、助成券を交付する。